令和８年度　立川市立西砂小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめ防止における基本的な考え方

１　いじめの定義

本校に在籍する児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

２　いじめの禁止

「いじめ防止対策推進法　第４条」及び「立川市子どものいじめ防止条例　第７条」にある通り、児童はいじめを行ってはならない。

また、児童といじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の４つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

３　いじめ問題の基本理念

本校の教職員は日常の学校生活を通して、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応していく。さらに、児童一人一人が大切にされているという実感がもてるように、互いに認め合える環境をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けさせることで、中間と共に人間的に成長できる学校づくりを行う。

また、保護者、地域の方、子ども家庭支援センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

Ⅱ　いじめ防止対策組織

１　組織等について

いじめの防止や対応のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長を責任者とし、副校長、生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者、スクールカウンセラー（必要に応じてスクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関 等）を構成員とし、定期的に会議を開催するものとする。

２　「いじめ防止対策委員会」の役割

（１）「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

〇教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討

〇児童アンケート結果や評価アンケート結果をもとに状況を確認・検証

〇立川市いじめ監察課との連携

（２）教職員への共通理解と意識啓発

〇年度初めの職員会議等で、「学校いじめ防止基本方針」を周知

〇職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

（３）児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

〇学校・学年だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の積極的な情報発信

（４）いじめ事案への対応

〇いじめがあった、いじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。必ず記録に残す。

〇いじめ事案と判断した場合には、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な組織的な対応を図る。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応をする。

〇被害児童のケアや支援を行う。

〇加害児童への指導や支援を行う。

〇問題の解消（再発防止の活動、経過観察）に向けた指導・支援体制の組織化を行う。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組

１　いじめの未然防止の取組

〇児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進める。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気づくりを行う。

〇児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。

〇教育活動全体を通して、人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

〇情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。

〇教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。

〇児童が、いじめの問題について議論するなど、自発的自主的にいじめについて考え行動していじめをなくす取組を、児童会活動を中心に計画的に行う。

２　いじめの早期発見の取組

〇いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（学期毎のふれあい・いじめ防止旬間・毎月第３木曜日の「いじめみのがさあずディ」）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

〇教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

〇児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーと連携し相談窓口の周知を図る。

３　いじめに対する早期対応

〇いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に人権に配慮しながら組織的（聞き取り内容や方法・担当者など）に対応する。また、どのような事案でも、必ず教員が指導し、記録に残す。

〇被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

〇加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

○教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、市の巡回相談員等の専門家や、立川警察署、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
○ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて立川警察署とも連携して対応する。
○いじめが起きた集団（傍観者的集団も含む）へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4　いじめ解消の判断

○いじめが「解消している」状態とは「いじめの被害児童が心身の苦痛を感じていない。」かつ、「いじめに係る行為が３か月以上止んでいる。」状態をいう。
○いじめが解消に至っていない段階では教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

Ⅴ 重大事態への対応（重大事態とは、『いじめ防止対策推進法』第２８条に準ずる。）

1　重大事態が生じた場合は、速やかに立川市教育委員会に報告する。
2　立川市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
3　いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
4　調査結果を立川市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

Ⅴ 学校の取組に対する検証・見直し

1　ＰＤＣＡサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
2　学校評価（自己評価、学校関係者評価）の評価項目に位置付けることでいじめ防止基本方針に基づく取組を検証し、改善する。

Ⅵ その他

1　いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
2　「立川市立西砂小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
3　長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。
4　いじめ解消・暴力根絶旬間におけるアンケートは５年間保管する。